

答申第 754 号

令和 3 年 1 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 2 月 13 日付けで諮問された特定新駅等に関する協定書一部非公開の件（諮問第 849 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、特定新駅及び自由通路設置に伴う概略設計等の実施に関する協定書を一部非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月21日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、2019年8月22日付け特定新駅（仮称）及び自由通路設置に伴う概略設計等の実施（以下「本件業務」という。）に関する協定書一式（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和元年10月28日付けで本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年12月9日付けで、本件業務に関する神奈川県、特定市A、特定市B及び特定会社間の協定書（以下「本件協定書」という。）を対象文書として特定の上、本件協定書の第4条に記載されている設計等に要する費用及び各協定当事者の負担額並びに本件協定書別紙の設計費負担額調書（計画予算書）に記載する金額（以下「本件非公開情報」と総称する。）について、これを公開することにより実施機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。なお、本件業務は、本件協定書に基づき、特定新駅及び自由通路設置に係る概略設計等について、神奈川県及び上記2市がその費用を負担し、特定会社（以下「受託事業者」という。）が実施するものであり、受託事業者は、さらに、当該設計等の業務をその種類に応じ、設計会社等に発注するものであった。
- (3) 審査請求人は、令和元年12月16日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関は、非公開理由について、「本件業務の実施に係る契約がすべ

て完了していない状況であり、公表することにより、今後予定している契約等において、適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、本件非公開情報は予算であり、理由説明中の「契約」とは直接関係するとはいえず、「支障を及ぼすおそれ」として抽象的な可能性を示すだけで、今後予定している契約等に具体的にどのように支障を来すのか説明がないことは不当である。

- (2) 実施機関は、特定新駅概略設計の監理業務委託を特定協会と契約しており、当該業務の土木及び建築の概略設計を既に発注契約済みである蓋然性が高いので、条例第5条第4号の「当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす」に該当せず、行政文書一部公開決定処分は不当である。
- (3) 本件非公開情報は予算に係る事項であり、条例第22条第1項第2号の「県の予算編成の方針及び予算の内容」に該当することから、実施機関には、その情報を提供して県政の透明性を高め、開かれた県政を確立すべき義務がある。なお、実施機関は県ホームページ上で事業の予算を公表していると主張するが、県ホームページ上に予算の内容は掲載されていない。
- (4) 実施機関には、本件非公開情報を公開し、その額が予算額を超えていないことを証明する義務がある。実施機関は、議会で承認された予算額を超えることは考えられないと主張するが、そのような主張が許されるとすれば、住民監査請求に必要な証拠資料を得られないことになる。県民の権利である住民監査制度を蔑ろにする認識がなく違法不当である。
- (5) 弁明書の決裁過程において、その内容について十分なチェックや議論が行われたことを証明する文書が実施機関において作成されなかったことは、行政文書管理規則第6条に照らして不当である。
- (6) 行政不服審査法第31条の規定に基づき実施された口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）において、審査庁は審査請求人からの質問に回答する法的義務はない旨を主張している。しかし、審査庁は口頭意見陳述の手続を適切にルール化しておらず、口頭意見陳述の記録を情報公開審査会に送付する前に審査請求人がその内容を確認する機会があるのか否か、また、当該記録をいかなる時点で情報公開審査会に提出するのかが、不明確な状態となっている。このように、口頭意見陳述の手続を適切にルール

化していないという意味において、審査庁は不作為庁であり、同法第4条第1号では不作為庁も「処分庁等」に含まれることから、審査庁は同法第31条第5項の「処分庁等」として審査請求人からの質問に応じる義務がある。

4 実施機関（担当：県土整備局都市部交通企画課）の説明要旨

(1) 本件非公開情報は、受託事業者が本件協定書に基づき締結する本件業務に係る個別の契約の予算額を示すものではないが、受託事業者が発注するすべての契約が締結されていない時点で公開することは、契約の相手方となる設計会社等に本件非公開情報が伝わった場合、個別の契約の予算額を推定することが可能となる。このことは、入札情報の一部が外部に流出することと同等の影響を及ぼすため、受託事業者の適正な契約行為が妨げられ、委託業務完了後に受託事業者が報告する精算額も不当につり上がることとなる。その結果、実施機関は受託事業者に対して適正な額での精算を行うことができなくなり、本件業務の適正な遂行が妨げられるおそれがある。また、本件非公開情報を公開することにより、受託事業者の適正な契約行為が妨げられた場合、実施機関と受託事業者との信頼関係が崩れ、今後の事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある。以上から、本件非公開情報を条例第5条第4号により、非公開としたことは妥当である。

(2) 受託事業者による契約締結日については、本件処分時点である令和元年12月9日までに2件の契約締結が完了しており、このうち1件の契約締結日は同年10月3日、他の1件の契約締結日は同年同月31日であることを確認している。また、残りの契約については令和2年5月末に締結が完了したことを確認している。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げている情報は、公開により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示的に列挙したにすぎず、その他の事務又は事業に関する情報についても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すれば、非公開情報となる。

そこで、本件非公開情報の同号柱書該当性について検討すると、本件非公開情報は、特定新駅及び自由通路設置に係る概略設計等に要する費用の総額概算の内容並びに当該総額概算に含まれる消費税及び地方消費税の額並びに本件協定書の当事者の費用負担内訳並びに同協定書に基づいて受託事業者が実施する個別の業務等ごとの金額（「測量・地質調査」、「設計」、「付帯」及び「管理費」の金額並びにそれらの小計額）であることが認められる。このように、本件非公開情報には、本件業務に要する総額概算のみならず、その内訳である個別の業務等の予算額も含まれていることから、契約の相手方となる設計会社等によっては、本件非公開情報から締結前の個別の契約の予算額を推定できる可能性は否定できない。そのため、本件非公開情報を公開することは、本件業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、本件処分時点で受託事業者による契約は締結済みであった蓋然性が高く、条例第5条第4号の「当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合には該当しないと主張する。実施機関が受託事業者を確認したところによれば、本件処分時点で締結されていた契約は予定されていたものの一部で、残りの契約については本件処分後の令和2年5月末に締結されたとのことである。この点、本件協定書第2条第2項に定められた設計等の期間（令和元年8月22日（協定締結日）から令和3年3月31日まで）からすれば、本件処分時点である令和元年12月9日時点で全ての契約が締結されていなかったとしても特段不合理とは認められない。そして、このように本件処分時点で締結されていない契約が存在し

ていた以上、本件処分時点で契約を締結済みであった業務等に係る予算額であっても、これを公開すれば、本件処分の後に締結された業務等に係る予算額が推定できる可能性を否定することはできない。

以上のことから、本件非公開情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(2) 条例第7条該当性について

審査請求人は、前記3(4)のとおり、本件非公開情報が公開されないと、県民の権利である住民監査請求に必要な証拠資料が得られなくなり不当である旨主張するが、これは条例第7条に規定する公益上の理由による裁量的公開を求めているものと解されるため、以下検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定である。ここで「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第5条第1号ただし書並びに第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合をいう。

イ これを本件についてみると、本件非公開情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であるといわざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、前記3(3)のとおり、本件非公開情報は予算に係る事項であり、条例第22条第1項第2号の「県の予算編成の方針及び予算の内容」に該当し、実施機関にはこれを公表する義務がある旨の主張をしている。しかし、県政情報の公表に関する要綱第3条第3項によれば、「県の予算編成の方針及び予算の内容」とは、「(1) 予算編成方針」、「(2) 予算議案」、「(3) 予算に関する説明書」及び「(4) 予算見積書」であり、本件非公開情報はこのいずれにも該当しない以上、実施機関が同規定に基づいて本件非公開情報を公開する義務があるとは認められない。

イ その他、審査請求人は、前記3(5)及び(6)のとおり、実施機関における弁明書の決裁過程や、行政不服審査法の規定に基づいて審査庁が実施した口頭意見陳述の手續に疑義を呈しているが、これらの主張を当審査会が調査審議する立場にはなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 2 月 14 日	○ 諮問の收受
令和 2 年 6 月 24 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料の收受
令和 2 年 7 月 1 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書の收受
令和 2 年 8 月 24 日 (第 208 回 部 会)	○ 審議
令和 2 年 9 月 15 日	○ 実施機関から条例第 19 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書の收受
令和 2 年 9 月 23 日 (第 209 回 部 会)	○ 審議
令和 2 年 10 月 22 日 (第 210 回 部 会)	○ 審議
令和 2 年 11 月 26 日 (第 211 回 部 会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和3年1月8日現在) (五十音順)